

平成24年8月19日
復興庁

避難解除等区域復興再生計画の作成に向けて

1. 避難解除等区域復興再生計画の位置づけ

福島復興再生特別措置法に基づき、基本方針に即して、県の申出により国が策定する計画。

避難解除区域等の復興再生を推進するために、産業の復興・再生、公共施設の整備、生活環境の整備等に関する内容を定める。

2. 避難解除等区域復興再生計画の進め方（案）

8月

- 各省の協力を得て、素案作成中
- 素案の記載内容について、市町村へ協力依頼

9月

- 素案を、県・市町村へ内々に協議

10月以降

- 原案の形で、県・市町村へ非公式意見照会
- 計画案について福島県知事からの意見聴取（法定）
（福島県は関係市町村から意見聴取）
- 内閣総理大臣による決定

（※以上のスケジュールは、今後の調整等により変更される場合があります。）

平成24年8月19日
復興庁

避難解除等区域復興再生計画（骨子素案）

前文

I 全般的取組み

1 避難解除等区域復興再生計画の意義、目標及び期間

(1) 計画の意義

(2) 計画の期間及び変更

(3) 計画の目標

・ 避難解除等区域等の復興・再生の課題

・ 避難解除等区域等の目指すべき復興の姿

＜※グランドデザインを反映させる＞

・ 計画による避難解除等区域等の復興・再生の取組みの基本的考え方

・ 計画による避難解除等区域等の復興・再生の取組みの進め方

2 避難解除等区域の復興及び再生に向けた取組に関する事項

(1) 産業の振興及び再生に関する事項

＜※「産業振興・雇用対策プラン」、「農林水産業再生プラン」を反映させる＞

(2) 道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備に関する事項

(3) 生活環境の整備に関する事項

3 将来的な住民の帰還を目指す区域の復興及び再生に向けた準備の取組等に関する事項

4 福島一体となった復興及び再生に向けた取組等に関する事項

II 市町村ごと等の取組

「インフラ復旧事業計画（除染等を含む）」を中心に記載。

産業の再生、雇用の確保、生活環境の整備等についても、市町村単位
等で特定できるものは記載

(※以上の内容は、今後の調整等により変更される場合があります。)